

# 『古事記』における「色好み」について

——「色好み」の再検討——

竹内 宙明

—

「色好み」という術語は、折口信夫が提唱して以降、多くの研究者によつて継承され、現在でも援用され続けている。しかしながら、その折口の「色好み」論を援用した論考を改めて確認してみると、

(1) 折口の「色好み」論と齟齬がないよう、折口論の枠組みを逸脱しない範囲で、自論を展開する論。もしくは、自論の展開に必要な一部を選択し、援用する論。<sup>(1)</sup>

※なお、(1)では、折口論と齟齬する可能性のある箇所については、論じること自体を避けるか、矛盾のないよう可能な範囲で説明を試みている。

(2) 折口の「色好み」論を、自論に適用しやすく変形させ

て援用する論。<sup>(2)</sup>

のように、折口の説いた「色好み」論そのものの検討を十分に経ていないものが多いことに気付かされる。そうした点について、すでに野谷健氏が、以下のように指摘している。

「王権」論的研究が注目をあびるようになると、折口のいうところの古代英雄たちのもつ「いろいろのみ」の要素、つまりは「いろいろのみ」論の根幹にあたる部分が次第に看過されるようになってゆく。そもそも「いろいろのみ」論を標榜している論者の中にも、折口のいうところの「いろいろのみ」論そのものではなく、あくまでその部分的な概念の援用をおこなない、さらには主観的な解釈をくわえている論者もすくなくない。(中略) ただし、これらの背景には、「いろいろのみ」論をはじめとする折口学特有の実証性の困難さ

を克服するために、意図的にレトリック論として変形させたと理解もあり：（以下略）

この野谷氏の指摘にしたがうなら、折口の「色好み」論の最大の難点は、その「実証性の困難さ」にあるといえよう。ここでいう「実証性」とは、語彙考証だけでなく、文学作品も含まれた「色好み」的な事象の用例分析等も含まれるものと考えられるが、実は、こうした点について、折口自身も自覚的であったことが、「国文学」（『折口信夫全集』第十四巻）の以下の叙述から読み取ることができる。

「もの、あはれ」と言ふ語も、先生（本居宣長のこと。注・竹内）の使ひ方には、多少延長が多くて、用語例を乗り越えすぎてゐる。（中略）先生は結局、自分の考へを、「もの、あはれ」と言ふ語にはち切れる程に押しこんで、示されたものだと思ふ。私の色好み論も、宣長先生のとを追ひさうな気がする。

一方、こうした折口論の「実証性の困難さ」について、関根賢司氏は、以下のように発言している。

折口は、まず「色好み」を「立派な婦人を選択すること」と定義し、その原義を「日本の神の宗教」に遡って「非常に力のある信仰の深い女性を選んで自分の国へ迎へること」とする。「理想的な男性」光る源氏の「日本の昔の典型的な男の共通してもつ性格」として「色好み」を、古代の信仰、古代国家の英雄や天皇と関連させて説こうとして

いるのだが、具体的な古典作品や文献資料の中に語「色好み」の用例を探し求める帰納法の立場から折口語彙の「色好み」を立証することは絶望的である。折口名彙「色好み」の理想性は、用例の示す否定性と鋭く対立せざるをえないのである。

「折口学」は、だが、独自の「折口名彙」によって構築されている一つの思想体系であつて、呪言、まればと、巡遊伶人、水の女など、どれ一つとして用例主義に基づく名辞ではないのだから、折口名彙と出典・用例とは、むしろ相容れない。折口名彙によって折口が語り説こうとしている思想が問題なのだ。折口の古代研究を語彙考証に貶めてはなるまい。古代史や古代文学を考える時、折口の「色好み」論は、今なお有効性を失つてはいないのである。

この関根氏の発言によれば、折口の説いた「色好み」という概念は、少なくとも語彙考証とは切り離されるべきものであり、折口の「思想」の問題として捉えなおすことで、その有効性は保たれるという。たしかに、「用例の示す否定性と鋭く対立せざるをえない」という関根氏の発言通り、「色好み」の語彙考証を進めた論考<sup>5</sup>によれば、古代において「色好み」なる語が忌避されるものであつたことが認められ、折口が肯定的に捉えようとした「色好み」との齟齬が明らかとなっている。

こうした点からも問題となるのが、「実証性」とは本質的に異なる回路を通じて導かれた折口の「色好み」論の性質や組成

について、十分な検討をせずに援用してしまうことの危うさである。

先に示した論考の多くは、折口の「色好み」論の十分な検証を経ないまま、その概念を部分的に援用することによって、神話や物語の中において「色好み」的事象が現出する意味（あるいは価値）を十全に説明し得たという錯覚に陥ってしまったている。しかも、折口の「色好み」論に依拠した説明に拘るあまり、折口論と神話や物語の実際の文脈との間で生じた齟齬についても、折口論に添う形で恣意的に解釈していく方向に向かつてしまっているという点で問題のあるものといえよう。

そもそも文学作品の解説において最も重要なのは、個々に描かれている事象をその文脈の中で虚心に読み、その意味（価値）を問うということであって、仮に先行研究があつたとしても、そうした行為や姿勢自体、本来は妨げられてはならないはずである。しかしながら、折口の「色好み」論の援用については、残念ながら文学作品の正確な解説を阻むものになつてしまつていると言わざるを得ない。

本稿では、こうした現状をふまえたうえで、これまで折口の「色好み」論の援用が盛んに行われてきた「古事記」における「色好み」的事象を取り上げ、その解説を進めていく中で、そうした折口の「色好み」論援用の危うさを検証していきたい。

## 二

では、本題に入る前に、まず折口の「色好み」論の核をなす部分を、折口信夫「国文学」（前掲書）に拠つて、改めて確認してみよう。

①我々の国には、色好みの神があり、色好みの帝があり、そしてそれが皆人間の手本とも言ふべき生活をしてゐるものと認められてゐた。大国主もさうであり、人間世界では、高津の天皇が、最もその規範であられる。

②多くの女性に逢ひ、多くの女性の愛を抱擁し、多くの女性を幸福にし、広い家庭を構へ、多くのの児孫を持つと言ふ事が、古代の人としては、何の欠陥もない筈であつた。

③国を併せる事は、国々の神を、自分の宮廷に集める事であつた。その為の誤りない方法は、国々の神に仕へてゐる最高の巫女を妻とする事であつた。（略）だから大国主の物語などの、神々の愛恋の生活を語るものを見ると、さうした近い遠い国々の女神、或は尊い女性を併せ持つてゐる。そしてその愛恋の生活を、如何に整頓し、如何に破綻なくしてゐるかと言ふ事が、結局は、その尊い人の徳と言ふ事になつてゐる。

①③のうち、②と③に折口の考える「色好み」なるもの意義が明確に提示されていよう。その要点を簡潔にまとめると、

【1】多くの女性と関係を持ち、その女性たちを「破綻なく」収め、「幸福に」することによって、「多くの児孫を持つ」ことが可能になる。

【2】多くの「国々の神に仕へてゐる最高の巫女を妻とする事」によって、「国を併せる事」が可能になる。

という二点である。折口の提示したこの二つの要素は、古代の神や天皇、貴人が多くの女性と関係を持つという、いわゆる「色好み」的事象が生じる理由と、そうした事象が統治者として王徳を保持していることの証明(あるいは王権の獲得とその保持)に必要な要素であることを、(実証性がないとはいえ)論理的に説明し得たという点で、その価値が認められたものと推察される。

したがって、折口の「色好み」論を援用しようとするなら、まず、この二点が実際の文脈、本稿でいえば『古事記』の「色好み」的な文脈の中で果たされているか否かを問う必要がある。

そこで本稿では、折口自身が「女房文学から隠者文学へ」(『折口信夫全集』第一巻)の中で、大国主神や仁徳・雄略天皇などの「やまと心」に触れ、「此君子理想の素質は、実にいろいろ好みと同一内容を持つて居た」と述べていることから、これまで『古事記』研究において、「色好み」の英雄として取り上げられることの多かった大国主神・仁徳天皇・雄略天皇を考察の対象とし、検討を進めていくこととする。

### 三

まずは、大国主神の「色好み」についてである。すでに拙稿の中で、大国主神が多くの女性、特にスサノヲの女であるスセリビメを嫡妻とすることで、スサノヲの力を継承し、国作りを委任される存在になり得たという点で【2】の要素を含むこと、また、その嫡妻となったスセリビメの嫉妬によって、大国主神による【1】の完遂が阻まれたことを明らかにしている。折口のいうように、大国主神は、「多くの女性に逢うことは出来たのだが、その嫡妻であるスセリビメの嫉妬によって、「多くの女性を幸福に」することはかなわず、「多くの児孫を持つと言ふ事」、すなわち、次代を担う正統な後継者を得ることが、最終的には出来なかつた神であつたと言える。詳細は拙稿を参照していただければ幸いである。

次に、仁徳天皇の「色好み」についてだが、これもすでに矢嶋泉氏<sup>7)</sup>が、大国主神と同様、【1】が完遂できずに終わる様相を、仁徳の大后石之日売命(葛城氏の女)の嫉妬に着目し、明らかにしている。矢嶋氏は、「色好み」が「その恋愛の生活を、如何に整頓し、如何に破綻なくしてゐるかと言ふ事が、結局は、その尊い人の徳と言ふ事になつてゐる」(折口信夫『国文学』)のだとすれば、八田若郎女を、そして黒日売を治めぬ仁徳を(色好み)という枠によって捉えることには、いっそう無理があるといわねばならない。(色好み)がすぐれて王権の問題で

あるのは『多くの児孫を持つと言ふ事』（折口前掲書）、すなわち皇統の繁栄にかかっているからだが、③（大后石之日売命の嫉妬の物語群のこと。注・竹内）は全体を通じて石之日売命以外の后妃たちが『宮の中をえ臨まず』という事情を語るのである。（色好み）とは正反対のベクトルといわねばならない。」と述べ、仁徳もまた、折口の説く要件を満たさない天皇として描かれていたことを指摘している。

以上のように、「大國主神」「仁徳天皇」については、ともに妻妾の「整頓」に失敗したため、後宮秩序が「破綻」し、「多くの児孫を持つと言ふ事」が出来ないという点で、折口の想定した「色好み」の二つの要素のうち、特に【1】の要素を欠いた存在であることが認められる。

そうした顛末となった原因は両者とも嫡妻（大后）による嫉妬にあるが、そうした嫉妬譚について、吉井巖氏「石之日売皇后の物語」（『天皇の系譜と神話 二』）は、偉大な嫡妻の嫉妬を和め得た偉大な始祖を語る話型であるとし、その本質は和合の結果としてその皇統の繁栄を語るところにあると解釈することで、「色好み」の王徳を一貫して説こうと試みている。しかしながら、すでに矢嶋泉氏などによって、そうした嫉妬の文脈が他の妻妾を排斥し、皇統の繁栄を阻害する働きを担っているとの指摘がされていることから、現段階ではこうした解釈にはしたがいがたい。

#### 四

続いて、雄略天皇の「色好み」である。雄略記全体の構想については、『古事記』そのものの文脈に即して、雄略記の中心的な二つの主題（1天皇は現人神であり、2唯一無二の存在であることを示す）を明らかにした矢嶋泉氏の理解にしたがいがたいが、本稿で取り上げたいのは、雄略記における「色好み」的事象である。

検証を進める前に、まず雄略記の構成を確認しておこう。以下に示す概要は、矢嶋泉氏の論の整理に拠り、『古事記』訓読文の引用は、山口佳紀・神野志隆光氏『古事記』（新編日本古典文学全集、小学館）に拠った。但し、異体字については適宜通行の字体に改めた。以下同じ。

#### 【雄略記の概要】

##### I 当該治世の主体の提示

大長谷若建命、長谷の朝倉宮に坐して、天の下を治めき。

##### II i 后妃とその所生子

a 天皇、大日下王の妹、若日下部王を娶りき（子無し）。

b 又、都夫良意富美が女、韓比売を娶りて、生みし御

子は、白髮命。次に、妹若帯比売命（二柱）。

##### ii 后妃・皇子女に関する特記事項

故、白髮太子の御名代と為て、白髮部を定め、

### Ⅲ当該治世における特記事項

- ①又、長谷部の舍人を定め、又、河瀬の舍人を定めき。
- ②此の時に、呉人、参る渡り来たり。其の呉人を呉原に安置き。故、其地を号けて呉原と謂ふ。

#### ③(大后求婚)

a (志幾大県主の不敬と謝罪)

b (若日下部王求婚)

- ④(引田部赤猪子求婚)
- ⑤(吉野の童女との結婚)
- ⑥(阿岐豆野の狩)
- ⑦(葛城山の犬猪との遭遇)
- ⑧(葛城の一言主大神との遭遇)
- ⑨(袁杼比売求婚)
- ⑩(豊楽での三重媛の献歌)
- ⑪(雄略と袁杼比売との唱和)

#### Ⅳ当該治世の終焉

天皇の御年は、壹佰式拾肆歳ぞ(己巳年の八月の九日に崩りましき。御陵は、河内の多治比の高鷲に在り。

神野志隆光氏<sup>①</sup>によると、この雄略記③～⑪の展開は、③・④・

⑤・⑨において、「大后を中心に成り立つ多くの女性たちとのかわり、すなわち『色好み』の徳を語り、結びの⑩・⑪が『寿歌をならべて治世の充実を証だてる』ものであり、全体として『色好み』と、治世のめでたさが支え合うというしくみであ

る」という。

ただ、神野志氏自身がすでに指摘している通り、神野志論には、③・④・⑤・⑨のうち、③・⑤・⑨は、その恋愛を成り立たせるが、④については、「果たせなかつた結婚の話」であり、「單純に『色好み』とはいえない」という欠点がある。

この欠点を克服するため、神野志氏は品田悦一氏の論文<sup>⑬</sup>を引用し、④の主題を③の「成婚を寿いで裏打ちする」ための「ワカクサカベノミコ」への賞賛」と理解することで、④の「裏打ちをもつた」③とともに、⑤・⑨も相まって、「あるべき『色好み』のすがたとなる」と結論づけている。

たしかに、④の主題が「ワカクサカベノミコ」への賞賛である可能性は十分にある。しかし、④の主題を読み換えたところ、④が「果たせなかつた結婚の話」であることに変わりはなく、「單純に『色好み』とはいえない」という欠点が解消されるわけではない。したがって、④を含めた雄略をめぐる求婚物語全体を、「あるべき『色好み』のすがた」を語つたものと把握しようとする<sup>⑭</sup>こと自体、やはり無理があると言わねばならない。

では、そうした雄略をめぐる妻妾たちの挿話を全体としてどのように理解すればよいのだろうか。雄略の妻妾たちをめぐる挿話を具体的に検証しながら、改めて確認していこう。

まず、Ⅱのiの後妃記事から確認していく。Ⅱのiaには「大日下王の妹、若日下部王」が登場する。その「若日下部王」へ

の求婚を語る③は、

初め大后の日下に坐しし時に、日下の直越の道より、河内  
に幸行しき。

と語り起こされ、この記事によって、Ⅱの i a に記された「若  
日下部王」が「大后」であったことが補足的に説明される。「若  
日下部王」は、仁徳記に「日向の諸県君牛諸が女、髪長比売を  
娶りて、生みし御子は、(中略)若日下部命」とあることから、  
仁徳天皇を父に持つ「皇女」であることも確認される。

③については、「単に大后求婚の物語というにとどまらず、  
若日下部王訪問の途上、『堅魚を上げ』て『己が家を天皇の御  
舎に似せて造』った志幾大県主の罪を問う話(③ a) が組み込  
まれている。とはいえ、③の全体は『初め、大后、日下に坐し  
し時に』と語り起こされ(③ a)、また志幾大県主が謝罪の印  
として献上した『御幣物』の『白き犬』が『つまどひの物』と  
して用いられているように(③ b)、全体の結構は大后求婚の  
物語として整えられている」ともと理解してよいだろう。

矢嶋泉氏は、『古事記』において、「皇女・皇族后妃によって  
保証される皇統を、正統な皇統という意味で〈正系〉、保証を  
もたない皇統を〈非正系〉と位置づけ、皇女・皇族后妃の「所  
生子は正系の皇統となる可能性をもつ」とされ、さらに、「大  
后(皇后・嫡后)」号が「所生子の皇位継承権の優先性を生み  
出す機能をもつ」ことも指摘している。

この指摘をふまえるなら、「若日下部王」が、「皇女」である

と同時に、「大后」号を負うことの意味は極めて重いと見えよう。  
要するに、「皇女」かつ「大后」である「若日下部王」の所生  
子は、「皇位継承権の優先性」を帯び、かつ「正系の皇統」を  
形成し得る唯一の存在となり得るからである。

しかしながら、③に先立つⅡの i a において、すでに「若日  
下部王」には、「子無し」との注記がなされている。この注記  
によれば、雄略天皇は「皇女」かつ「大后」であった「若日下  
部王」によって保証されるはずであった「正系の皇統」を形成  
し得なかったということになろう。いわば、この子無き「大后」  
の存在そのものが、雄略皇統の断絶を呼び込む契機となってい  
るのである。

続いて、Ⅱの i b の「韓比売」である。Ⅱの i b によれば、「韓  
比売」は、雄略との間に「白髮命」、「若帯比売命」を儲けてい  
る。このうち、「白髮命」は、Ⅱの ii の記事で、「太子」であつ  
たことが補足的に説明されるが、Ⅱの i b の「都夫良意富美が  
女」という記述によって、臣籍出自の後妃による所生子という  
系譜的地位を付与されることになる。このことによって、「白  
髮命」は、仮に皇位を継承したとしても〈非正系〉の皇統しか  
形成し得ない皇子であるという文脈の意味をも含みもつことにな  
る。

事実、雄略記に続く清寧記では、

御子、白髮大倭根子命、伊波礼の薨栗宮に坐して、天の下  
を治めき。

と「白髮命（白髮大倭根子命）」が皇位を継承したことが確認されるが、続けて、

此の天皇は、皇后無く、亦、御子も無し。（中略）故、天皇の崩りましし後に、天の下を治むべき王無し。

とあり、即位したものの「皇后無く、亦、御子も無し」と明記される。その結果、「白髮命」（清寧天皇）は、允恭—安康—雄略—清寧と続く皇統の断絶を担う存在となってしまうのである。

そもそも雄略記において白髮命の母である韓比売は、初めからその出自に瑕疵のある后妃であったと言える。彼女の父は先述した通り、都夫良意富美であるが、彼は安康記において安康天皇を暗殺した目弱王が逃げ込む家の家主として登場する。その際、大長谷若建命（のちの雄略天皇）は、王権に対する反逆者である目弱王と目弱王のために共に戦った都夫良意富美を自刃に追い込むことになる。

この挿話については、すでに「王臣秩序の形成・確立」を主題に据える「古事記」下巻の構想と連動するものであることが指摘されているが、この挿話は、そうした「古事記」の構築する国家形成史において重要な意味を持つだけではなく、「古事記」における皇位継承史の文脈においても大きな意味を持つ可能性がある。

すなわち、（王族である目弱王を庇ったとはいえ）都夫良意富美が反逆者と規定されることによって、雄略妃である韓比売「太子」である白髮命も、反逆者の系譜に属することとなり、

系譜上の瑕疵を負わされることになるのである。太子・白髮命が天皇となったにも関わらず、皇后どころか后妃もおらず、一人の「御子も無し」となる背景には、そうした系譜上の瑕疵が少なからず影響しているものと推察される。

なお、吉井巖氏は、清寧天皇を設定しなければならなかった理由として、「皇統の円満な一系化という点」にあると指摘している。吉井氏によると、仮に「雄略天皇の後に、同一王朝の血脈につながる者として顕宗天皇が見出され、顕宗天皇の即位となった場合にも、雄略天皇は顕宗天皇の父・押齒王を殺害した天皇なので、この皇位継承は円満を欠くといえ」、「いわば清寧天皇は、この雄略天皇から顕宗天皇への皇位継承の円滑化の目的をもって、二王を見出し、これを後嗣と定める天皇として（この形は『日本書紀』に顕著にみえる）設定せられた」ものと推測できるという。この吉井氏の指摘は、「古事記」の文脈に照らして極めて整合的な理解であり、本稿もこの吉井氏の見解にしたがっておくこととしたい。

ここまで、Ⅱに登場する二人の后妃について確認してきたが、いずれの后妃についても、折口のいう「色好み」の要素を見出すことはできなかった。

すでに拙稿で述べたように、「色好み」が王徳たり得るのは、多くの女性と関係を持ち、「多くの児孫を持つと言ふ事」が系譜の永続に直結するからであり、そのことがそのまま王権の永続を築く基盤となり得るからである。

その点、「皇女」かつ「大后」である「若日下部王」との間には子さえ儲けることができず、臣籍出自の「韓比売」とは「白髪命」を儲けたものの、その「白髪命」が皇統の断絶を担うことになってしまふという雄略記の展開は、「色好み」によってもたらされるはずの皇統のめでたき繁栄とは正反対の方向に向かつていと言わねばなるまい。

次に④・⑤・⑨の求婚物語の解説を進めていきたい。

まずは、④引田部赤猪子への求婚<sup>②</sup>についてである。その概略を示せば、以下の通りである。

(1) 美和河の辺で美しい童女(赤猪子)に出会った雄略が、彼女の家筋を尋ね、赤猪子は自らの名を答えて応じる。

(2) 雄略は彼女に「汝は夫に嫁はずあれ。今喚してむ」と他家への結婚を禁じ、彼女を結婚可能な年齢に達するまでの間待たせる。

(3) 雄略はその事実をすっかり忘れてしまい、そのために赤猪子は雄略のお召しを待ち続けて八十年もの歳月を徒に過ごすことになる。

(4) 八十年後、せめて待ち続けた心情だけでも伝えたいという赤猪子の思いから二人は再会することになるが、赤猪子の老衰により結婚は実現しない。

矢嶋泉氏は、「八十年を経て赤猪子に再会した雄略は、自らの忘失によって徒に盛りの年を過ごさせたことを後悔し、『心の裏に婚はむと欲す』のだが、『其の極めて老いたることを憚

りて、婚を成すこと得たまはずして」と語られている。この「其の極めて老いたること」とは、もちろん赤猪子の肉体的な老いをいい、それを「憚」って結婚には至らなかつたという。婚姻不成立の原因はあくまでも赤猪子の老いに求められているのである。」と解説するが、本稿では、「婚を成すこと得たまはず、すなわち、雄略と赤猪子との「婚姻」が、「不成立」に終わった点に着目したい。

そもそも婚姻関係が結べていなければ、折口の説く「多くの児孫を持つと言ふ事」、すなわち皇統の繁栄は決して果たすことができないうのだから、少なくとも赤猪子の挿話から【1】の要素を読み取ることは不可能であろう。

この挿話の最後には、「多た禄を其の老女に給ひて、返し遣りき」とある。結局、「老女」となった赤猪子は入内することも許されず、本国へ返されたものと理解できる。赤猪子がどれだけ思いを尽くそうとも彼女の入内が許されることは決してなかつたのである。

次に、⑤吉野の童女との結婚についてである。⑤の概略を示せば、以下の通りである。

(1) 吉野離宮への行幸の際、雄略は吉野川のほとりでの形姿、美麗しい童女に出会った。

(2) 雄略は、即座にその童女と結婚する。

(3) その後、ふたたび行幸したとき、その童女がまたその場に現れたのをとどめて、呉床を立てて自ら琴を弾き、

その童女に舞を舞わせた。

⑤の(1)は、④の(1)に酷似した「ある川のほとりて童女に出会う」という構成になっているが、雄略天皇の忘失によって成婚に至らなかった④の物語を承けて、その失敗を繰り返さないために、⑤は(2)のように展開されたものと考えられる。

ただし、④の赤猪子への求婚において(2)のように雄略が致命するのは、通常、「童女」との結婚は禁じられていたからであり、④の物語を前提としたとしても、⑤の(2)のように雄略天皇と吉野の童女とが結婚するという展開は異常なものであったと考えられる。そのことは、雄略が吉野の童女を吉野に留め置き、彼女を正式に入内させていないことから類推できよう。そもそも結婚可能な年齢に達しておらず、雄略との間に子女を儲けることも不能な彼女が正式に入内すること自体、不可能であつたらう。事実、雄略記には彼女が正式に入内した記事も雄略との間に子女を儲けた記事もないことから、そのことは裏付けられる。

このように、④と異なり、⑤では雄略との「婚姻」が「成立」したとはいえ、相手が「童女」であつたゆえに、入内も許されず、「1」の要素が果たされなかったものと解することができる。女性の年齢を理由に「1」が果たされなかったという意味においては、④も⑤も同じ結果となる挿話であつたと言えよう。

最後に、⑨の袁杼比売求婚である。雄略記には彼女が正式に入内したことも子女を儲けたということも明確には書かれてい

ない。ただ、この挿話については、「仁賢記に見える后妃春日大郎女の出自を暗示的に示すために加えられた物語」であるとすする矢嶋泉氏の見解がある。以下、少々長いが引用する。

仁賢記には后妃として「大長谷若建天皇の御子、春日大郎女」なる人物が記されていて、武烈を含む七人は春日大郎女所生とされているが、第二節に引用したⅡに見るように、雄略の皇子女中に春日大郎女の名は見えない。こうした系譜上の不整合は、しばしば「古事記」に認められるので、これもそうした不備の一つとして処理することも可能であるが、袁杼比売求婚(⑨)および雄略と袁杼比売との唱和の物語(⑪)は、右の不備を補うものとして加えられた物語と見ることができるよう思われる。袁杼比売求婚の物語は、左に示すように短いのだが、

又、天皇、丸迹の佐都紀臣が女、袁杼比賣に婚はむと  
して、春日に幸行しし時に、媛女道に逢ひき。即ち、幸  
行すを見て、岡辺に逃げ隠る。故、御歌を作りたまひき。

媛女のい隠る丘を金鉏も五百箇もがも鋤き撥めるもの  
故、其の岡を号けて金鉏岡と謂ふ。

袁杼比賣求婚のために雄略が出向いた地が「春日」とされていること、袁杼比賣の名は⑪に「春日之袁杼比賣」と記されていること、また袁杼比賣の父丸迹の佐都紀臣の属する丸迹氏は、欽明朝ころに氏名を春日に改めていること(岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(岸「日本古代政治

史研究「一九六六年」所収)などの点から見て、袁杼比賣に関する二つの物語―⑨儀礼的な求婚の拒絶(「逃隠」)と⑩承諾和合(「唱和」)―は、仁賢記系譜と雄略記系譜との不連続をつなぐものとして挿入された后妃関連記事と理解される。雄略記に記述のない春日大郎女は、春日之袁杼比賣の物語を介して雄略につなげられているのである。

本稿もこの矢嶋氏の理解にしたがって読解を進めるが、ここで改めて確認したいのは、仁賢記に記される雄略天皇の子が「皇女」であるという点である。先述した通り、「色好み」が王徳たり得るのは、多くの女性と関係を持ち、「多くの児孫を持つと言ふ事」に直結するからであるが、ここで求められている「多くの児孫」とは主として皇位継承有資格者である「皇子」であると考えられる。「古事記」の皇位継承が、主として「皇子」によつてなされていることを考えるなら、皇位継承有資格者である「皇子」の存在が、雄略天皇の「色好み」の徳を証明することになる。しかしながら、袁杼比売との婚姻によつて生まれたのは、あくまで「皇女」である。ここでも雄略は、折口の説く【1】の要素を欠く存在なのである。

さて、ここまで④・⑤・⑨の求婚物語の解説を進めてきたが、いずれも、折口のいう「色好み」の要件を満たすものとは言えなかつた。

そもそも雄略記冒頭のⅡ「后妃とその所生子」の記事に、④引田部赤猪子、⑤吉野の童女、⑨袁杼比売は登場しておらず、⑩古

事記」の文脈に即して考えるなら、この三人の女性は当初から后妃として位置づけられていない可能性もある。しかも、④・⑤ではいずれの女性も年齢を理由に「多くの児孫を持つと言ふ事」が果たされず、⑨の記事では袁杼比売の正式な入内と、雄略との間に儲けられた子女について、明確に確認し得ないのである。(ただし、先述の通り、仁賢記に「袁杼比売」所生と考えられる「皇女」の存在は確認できる。)

ここまでの分析から言えることは、「古事記」における雄略天皇は、永続し得る正統な血統を自ら創出することが出来ない天皇であつたということである。先の大國主神・仁徳天皇の事例と異なる展開とはいへ、結果として【1】を果たし得ないという点で、雄略天皇の事例も、折口の想定した「色好み」の展開とは正反対の方向に帰着することを改めて確認しておこう。

## 五

以上、「古事記」における代表的な「色好み」の事例として大國主神・仁徳天皇・雄略天皇を分析してきたが、三者に共通する基本的な要素を掲出すると、以下の三点である。

- (1) 「色好み」の男が「多くの女性に逢」い、関係を持つ。
- (2) 「色好み」の男は、様々な事由(嫉妬も含む)によつて、「多くの女性を幸福に」することが出来ない。

(3) 結果として「多くの児孫を持つと言ふ事」が果たされない。もしくは、永続性を有する正統な血統を創出でき

ない（その結果、血統・王統の断絶が引き起こされる）。このうち、(1)は、折口の説く「2」の要素を含むが、(2)、(3)については、「1」の要素が結果的に完遂しないという点で注目すべきである。むしろ、「色好み」によって、「1」が破綻するという点において、「色好み」の語彙考証の先行研究の結論と同様、「色好み」は「忌避」されるもの、「古事記」の文脈に沿って解するなら王権の安定的な継承を阻害する《負の要素》として捉えるべきものであったと考えられよう。そうした事例を前提に「色好み」の語型を再度提示するなら、「2」は温存するとしても、「1」は折口の想定したものは正反対の方向すなわち、正統な血統あるいは王統の断絶が生じる展開を想定せねばなるまい。

このように考えると、折口の説いた「色好み」論の柱のうち、特に「1」については、あくまで理想的なあり様を説いたものに過ぎず、実際の文脈に即して折出されたものでないことが改めて確認できよう。故に、折口論と矛盾しない形で「色好み」の事象を解説しようと試みたいいくつかの論考において、強引なこじつけや論理的破綻が生じてしまったものと考えられる。

矢嶋泉氏によれば『古事記』は全体として「有機的に関連する皇位継承史と国家形成史の二つのテーマに貫かれ、王権の由来とその継承、天皇の支配する世界の形成とを語る」ものであり、「物語は通常の非物語的な記事によつては十分に意図を表現しない場合に、十全な説明を加えるための手法の一つ」であ

るとされるが、こうした指摘は、奇しくも、先に示した折口の「色好み」論を形成する二つの要素、「1」＝皇位継承史のテーマ、「2」＝国家形成史のテーマとも重なり合う。

先に検討した大國主神・仁徳天皇・雄略天皇についていえば、これまで国家形成史の文脈において、それぞれが偉大な「国作り」の神・「聖帝」・唯一無二の「現人神」として描かれ、そうした英雄的な人物像と齟齬しないよう「色好み」の文脈が解されてきた。しかし、歌謡を伴った「色好み」の物語群が描かれることによつて、ある血統・王統が断絶していく事由とその具體的な様相が説明されているという点において、本来、「色好み」のモチーフは皇位継承史上の問題に「十全な説明を加えるための手法の一つ」であったのではないだろうか。その意味で、折口の説く「色好み」＝王者（天皇）が身に備えるべき美德であるとする通説的理解を前提とした『古事記』の解説については、今後、見直していく必要があるだろう。

なお、こうした新たな「色好み」の解説によつて、例えば、『伊勢物語』や『源氏物語』で展開される「色好み」的事象の意味も大きく変貌する可能性があるが、本稿では紙幅の関係上、論じることができなかった。それらについては別稿にて詳論を試みたい。

#### 注

(1) 近年のものでいえば、神野志隆光氏『古事記 天皇の世界の物

語」(日本放送出版協会、一九九五年)、同氏「古事記の世界観」(吉川弘文館、二〇〇八年)、西村亨氏「王朝びとの恋」(大修館書店、二〇〇三年)、同氏「知られざる源氏物語」(講談社学術文庫、二〇〇五年)、身崎壽氏「ウタとともにカタル―赤猪子物語論―」(『萬葉』第二百四号、二〇〇九年)、多田一臣氏「磐姫皇后像の形象」、「英雄時代の終焉」(『古事記』と『万葉集』放送大学教育振興会、二〇一五年)など。

(2) 鈴木日出男氏「王の歌 古代歌謡論」(筑摩書房、一九九九年)、同氏「源氏物語」の構造」(『源氏物語虚構論』東京大学出版会、二〇〇三年)など。鈴木氏は後者の論文の中で、「ただし、ここでいう(いろごのみ)の美德とは、右の折口説さながらではない。英雄と巫女という限定された関係にとどまらず、相手の女の魂深くに訴えかけてそれを惹きつけてやまない男のすぐれた力、ぐらゐが想定される。」と明言している。

(3) 野谷健氏「貴種をめぐる狩獵文芸史の展望―「いろごのみ」論再考―」(『三田國文』第四十六号、二〇〇七年十二月)。

(4) 関根賢司氏「源氏物語論 言語／表現攷」おうふう、二〇一四年。夙に、鈴木日出男氏「(妹の力)と(いろごのみ)と」(『源氏物語虚構論』東京大学出版会、二〇〇三年)でも、「折口のいろ(いろごのみ)も、作品のなかから言葉として帰納された概念ではないしかし、古代の伝承や習俗の機微に寄り添うように引き出されたこの理想的な観念は、神話や物語の叙述を雄弁にふくらませ、その真意をあらわにさせてくれるのである。」と述べている。

(5) 今西祐一郎氏「色好み」私論」(『静岡女子大学国文研究』第八号、一九七四年)、高橋亨氏「色」ごみの文学と王権」(『新典社』一九九〇年)。

(6) 竹内宙明「古事記」における大國主神」『青山語文』第四十五号、二〇一五年。

(7) 矢嶋泉氏「古事記の歴史意識」吉川弘文館、二〇〇八年。

(8) 矢嶋氏注(7)書、竹内注(6)論文、藤澤友祥氏「石之日賣命の嫉妬―嫉妬」による排除」『古事記構造論 大和王権の(歴史)』新典社、二〇一六年。

(9) 矢嶋泉氏「身の盛り人―『古事記』の雄略像―」『青山語文』第四十二号、二〇一二年。

(10) 矢嶋氏注(9)論文。

(11) 神野志隆光氏「古事記 天皇の世界の物語」日本放送出版協会、一九九五年。なお、駒木敏氏「歌謡と起源説話―雄略記の場合―」(『人文學』第四百四十七号、一九八九年三月)も、③と⑩の対応を、「大后若日下部王への妻問いによって雄略代の始発を示し、豊樂の儀礼歌の列記によって、その治世を称え、⑩に「大后に担われる大君讚歌のあることは雄略治世の聖化として」、③の「始発と照応することになる」とし、⑨の「春日のヲドヒメへの妻問い」も、⑩の「春日のヲドヒメと天皇との唱和と相俟って、雄略治世を称えることになる」としており、雄略記における「妻問い」が「雄略治世の称賛」と結びつくものであるとの見解を示している。

(12) 神野志氏注(11)書。身崎氏注(1)論文も「このモノガタリ

は結局のところ、天皇の聖婚の不首尾におわつたことをものがた  
 る。したがって、それは、単独では王権のモノガタリを構成する  
 にはふさわしいモノガタリではありえないことは明白だ」と指摘  
 する。一方、都倉義孝氏「仁徳と雄略そして顕宗・仁賢の物語」「古  
 事記」下巻の構造をめぐって―(『古事記 古代王権の語りの仕  
 組み』有精堂、一九九五年)は、赤猪子の挿話について、「その滑  
 稽と笑いを、威勢とめでたさという観念の中に溶解させてしま  
 うわけにはいくまい」とし、その「滑稽性と猥雑性は、王権の中  
 心に座すべき厳肅な正統の天皇にとっては異端性となっていたの  
 だとみられる」と言う。この都倉氏の指摘は、雄略記を全体として、  
 その「治世のめでたさ」に収斂させようとする神野志氏と異なり、  
 雄略記の婚姻のありようからその「異端性」を指摘している点で  
 注目される。また、長野一雄氏「古事記説話の表現と構想の研究」  
 (おうふう、一九九八年)は、都倉氏と同様に、赤猪子の挿話を含  
 む雄略記の婚姻について、その滑稽さに注目し、その背後に「雄  
 略天皇の伝承を愉快に享受する共同体」を想定し、彼らに「好感」  
 が持たれ、「親しまれる天皇」として雄略を語ろうとする伝承に基  
 づいて雄略記が形成されたものであると類推する。この長野氏の  
 見解については、「古事記」に即して物語と雄略の関係を説明して  
 いないばかりか、論証不能な推測に基づいて論を展開しているた  
 め、したがいがたい。

(13) 品田悦一氏「歌謡物語」『国文学 解釈と教材の研究』第三十六  
 巻第八号、一九九一年七月、学燈社。

(14) 島田晴子氏「赤猪子の歌謡物語」(『上代文学論叢』笠間書院  
 一九七七年)、品田氏注(13)論文、青木周平氏「赤猪子物語にみ  
 る〈老〉表現」(『古事記研究―歌と神話の文学的表現―』おうふう、  
 一九九四年)、矢嶋氏注(9)論文など。

(15) なお、③aの挿話は、矢嶋氏注(7)書の言うように、「王臣  
 秩序の形成・確立を中心的な主題の一つとして設定する『古事記』  
 下巻の構想」に即したものであり、天皇―臣下の関係のありよう  
 を説くものである。また、矢嶋氏注(9)論文によれば、天皇が「唯  
 一無二の存在であること示す」という雄略記に託された主題に基  
 づくものでもある。

(16) 矢嶋氏注(9)論文。

(17) 矢嶋氏注(7)書。

(18) 矢嶋氏注(9)論文。

(19) 矢嶋泉氏「古事記」下巻試論『日本文学』四十巻四号、一九九一  
 年。同氏注(7)書。

(20) 吉井巖氏「ヤマトタケル」学生社、一九七七年。

(21) 竹内注(6)論文。

(22) ④の研究史及びその解説については、矢嶋氏注(9)論文に詳  
 しい。なお、④の物語について、曾倉岑氏・金井清一氏「古事記・  
 風土記・日本霊異記」(尚学図書、一九八一年)が、その本質を「女  
 の節操をたたえる」ところにあるとし、吉田幹生氏「古事記」に  
 おける男と女―いろいろのみ再考―(『日本古代恋愛文学史』笠間  
 書院、二〇一五年)も、自身の「命を守り続けた赤猪子の行為を

賞賛し肯定」し、そんな赤猪子に「仁愛」を持つて応対する雄略を評価しているが、そうした解釈を矢嶋氏注(9)論文は「なぜ雄略記に『女の節操をたたえる話』が組み込まれる必要があったのか、『古事記』に即して説明し得ない」ことから除け、雄略記の中心的な主題は、「1天皇は現神であり、2唯一無二の存在であることを示す」ことであり、「赤猪子の物語が雄略にかけて語られているのは、雄略記に託された主題のうち、1を実現するために配置された物語であるから」だと主張している。この点、長野氏注(12)書が「結婚の約束を忘却された赤猪子が老婆になっているのに、天皇は一向に年をとらないことが神性を示している。天皇は神の位置に置かれているわけで、普通の人間ではない。」と述べ、身崎氏注(1)論文が「このモノガタリは、『老いた赤猪子』に対して『老いない天皇』像をえがくことを通じて、天皇の超越性を強調する役わりをはたしている」とし、鳥谷知子氏「『古事記』雄略天皇条の構成―若日下部王と赤猪子の伝承を起点に―」(『學苑』第八九一号、二〇一五年)が「雄略天皇には、赤猪子伝承・吉野・葛城において神として表現される記述があり、若日下部王の求婚譚の前半の『能美の御幣の物』でも神のような扱いをうけている。赤猪子の求婚譚では、神の宮人である赤猪子には八十年の歳月が流れているのに、雄略天皇は年の支配を受けていないかのように描かれる」と指摘したことも併せ、納得し得る主張と言えらる。

(23) 矢嶋氏注(9)論文。なお、矢嶋氏は、「憚」は真福寺本には

「憚」とあり、真福寺本尊重の趨勢に従って「憚」を採択するのが通説的な立場といつてよい。しかし、下巻本文にあつては真福寺本の誤写の頻度が高く、卜部兼永本をはじめとする卜部系諸本によって真福寺本の文字を校訂する場合が多い。こゝは雄略が赤猪子の老いた肉体を憚つての意と見て卜部系諸本の「憚」を採用した。ただし、「憚」(憚む)を採用しても、物語の理解に大幅な相違はない」とする。

(24) 戸令24「凡男年十五、女年十三以上、聴婚嫁」とある。

(25) 日本古典全書には、「童女はそのまま吉野に残して、天皇だけ還御されたやうに解させる」とあり、新編全集の「其の童女が其処に遇へるを留めて」の注に、「例の乙女が再びその場に現れたのをとどめての意。この『遇ふ』は、出会つた相手を主格に立てて、その出会いが偶然であることを表す用法。なお、通説では「(天皇は)其の乙女が遇ひし所に留まりて、其処に大御呉床を立てて」のように読み、その『遇ふ』は、最初に天皇が乙女に出会つた時のことを指すものと解する。しかし、こゝは、乙女が再び現れたことをいう文脈と解すべきである」と指摘されていることから、吉野の童女は吉野の地に留まっていた可能性が高いと考えられる。ただ、この点について、吉野の童女Ⅱ「水辺で神の来臨を待つて聖婚する巫女でもあり、同時に仙境吉野の仙女」(長野氏注(12)書新潮古典集成、新編全集、都倉氏注(12)論文、多田氏注(1)論文等も類似した見解)であり、天皇の命によつてではなく、自ら吉野に留まつたのだという主張もあり得よう。しかし、こうし

た解釈は、『古事記』本文に拠る限り、成り立ち得ない。そもそも『古事記』本文には吉野の童女が「巫女」、或いは「仙女」であったという記述はない。(なお、場所以外ほぼ同一の設定で語られる赤猪子に対して、こうした解釈がされることが少ないことから、吉野という場所に依拠した解釈であることが明白である。)また、吉野の童女と酷似した設定で語られる赤猪子に対して、雄略が「今喚してむ」と声をかけていることから、吉野の童女もまた天皇の命によって後宮に召される(年齢に達する)までは吉野の地に留まらざるを得なかったものと推察される。

(26) 矢嶋氏注(9) 論文。

(27) 今西氏注(5) 論文、高橋氏注(5) 書。

(28) 矢嶋氏注(7) 書。

(たけうち・みちあき／東京電機大学中学・高等学校教諭)